

内閣官房・内閣府本府等行政事業レビュー

「公開プロセス」

議 事 録

原子力災害対策に必要な経費

○会計課長 では、済みません。お待たせいたしました。そろそろ始めさせていただきます。お願いします。

○大臣官房長 それでは、時間でございますので始めさせていただきます。

本日は、御多忙のところ「内閣官房・内閣府本府等行政事業レビュー『公開プロセス』」に御出席をいただきましてありがとうございます。

本日の進行役を務めさせていただきます官房長の幸田でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

まず、本日御出席をいただいております有識者の先生を御紹介させていただきます。

文教大学准教授の石田晴美先生でいらっしゃいます。

○石田先生 石田でございます。よろしくお願ひいたします。

○大臣官房長 公益財団法人日本ナショナルトラスト参与の石堂正信先生です。

○石堂先生 石堂です。よろしくお願ひいたします。

○大臣官房長 法政大学大学院教授の今井猛嘉先生です。

○今井先生 今井です。よろしくお願ひいたします。

○大臣官房長 弁護士の上山直樹先生です。

○上山先生 上山です。よろしくお願ひいたします。

○大臣官房長 千葉科学大学副学長の伊永隆史先生です。

○伊永先生 伊永と申します。よろしくお願ひします。

○大臣官房長 最後に、神戸学院大学法学部准教授の南島和久先生です。

○南島先生 よろしくお願ひいたします。

○大臣官房長 なお、石堂先生には、本日評価結果等の取りまとめ役をお願ひいたしております。よろしくお願ひ申し上げます。

○石堂先生 よろしくお願ひします。

○大臣官房長 次に、本日の進め方でございますけれども、それぞれの議題につきまして、まず、事業所管部局から5分以内で事業の説明をいただきました後、事務局から事業選定の視点及び論点を提示させていただきます。その後質疑・議論に入らせていただきまして、事業所管部局からの説明等とあわせまして50分程度質疑・議論をやっていただこうと考えております。

この質疑・議論の時間の最後の10分間で、有識者の皆様方には評価結果、コメント等を記載いただきたいと考えております。

質疑・議論が終了した後に、取りまとめ役の石堂先生に中心となっていただきまして、評価結果及び取りまとめのコメントにつきまして御議論をいただき、石堂先生から評価結果及び取りまとめのコメントを公表いただきたいと考えております。この取りまとめの時間は、やはり10分程度を予定いたしております。

説明は以上でございます。

それでは、早速でございますけれども、議題の第1の「原子力災害対策に必要な経費に

ついて」に入らせていただきます。

それでは、所管部局から5分以内で事業の説明をお願いいたします。

○説明者 失礼いたします。私、所管部局でございます原子力災害対策担当室の前川と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、5分ということでございますので、行政事業レビューシートに基づきまして御説明させていただきます。

右上、事業番号は0014番でございます。

事業名「原子力災害対策に必要な経費」ということございまして、24年度から始まってでございます。終了は26年度を予定してございます。一般会計の事業でございます。

事業の目的、それから概要でございますが「事業の目的」にございますように、普段の防災対策は強化していかなければいけないのですけれども、そういう中で「原子力発電施設立地等道府県」と書いてございますが、これは発電所及び半径30キロメートル以内の道府県でございますが、そちらに対する支援をしていくという内容でございます。

事業の内容としては「事業概要」に書いてございます、2つございます。

一つは、前段にございますように、地形条件等から避難が難しくなったり、要援護者については、急激な避難をなさることで健康リスクが上がってしまうというようなこともございますので、そういう方たちには一度病院とか要援護者施設、さらには一時避難所等でお待ちいただく、退避していただくということも必要になると考えてございます。その際には、ただいるだけではなくて、その設備に対して放射線の影響を低減させるような対策工事を行うということに対する補助事業でございます。

もう一つは、その概要の下2行に書いてございますが、公共施設等におけます放射線計測装置を配備したり、その扱い方の説明会を開くという交付事業でございます。

内容は以上でございますので、予算額のほうに移らせていただきます。

予算は、補正予算の中でいただいておりますのでございまして、24年度で128億強、25年度で200億いただいております。

補正予算の内訳ですけれども、先ほど申しました補助事業に24年度111億、25年度は200億全額でございます。それから、交付事業のほうは、24年度17億強、25年度はゼロということになります。補正予算でございますので、年度の後半に計画ができ上がるというようなところもございまして、基本的には繰り越しをしながら執行をしているところでございまして、実績としては、25年度実績として執行額54億程度が出ているという事業でございます。

下のほうに行かせていただきます。

「成果目標」「活動指標」「単位当たりコスト」の欄でございますが、アウトカムについては、何をいう指標にすればいいのかというのはやはり問題があるかと思いますが、ここでは対象となりました21道府県に対して、どれだけの施策ができたかということで計上させていただきました。

それから、活動状況でございますが、補助金事業につきましては、工事を行った施設の数ということでございまして、25年度の欄をごらんいただきますと30が終了してございます。交付事業のほうにつきましては、計測器を配備した県の数ということで整備をさせていただきました。

単位当たりのコストですが、補助事業については1件当たり約1億5,000万程度でございます。それから、1県当たりの計測器の配備は5,000万程度となっております。

次のページに行かせていただきます。

私どもの自己評価でございますが、「国費投入の必要性」、それから「事業の効率性」「事業の有効性」につきまして、私どもとしてはおおむね評価を○とさせていただきますが、2つほど△を入れさせていただいております。

この内容は、一つはコスト水準に妥当だったのかというところ。もう一点は、当初見込んだ計画どおりに動かせたのかというところなのですが、先ほど申しました補助事業については、工事内容が余り経験のないところがございまして、コストの見積もりに若干、私どもは2億と言っておりましたけれども、こちらでは1億5,000程度のところで仕上がっているとか、工期については延びておりまして、結果として事故繰越等も行っておりますので、そういう視点から△としております。

それから、重複事業との関係でございますが、類似のものとしては、私ども内閣府の原子力災害対策担当室が所管しております原子力発電施設等緊急時安全対策交付金。これはエネルギー特会の事業でございます。こちらが類似のものということになりますが、こちらのほうは、私どもにとっては普段の対策を原子力の防災対策として、していかななくてはいけないという内容のものでございまして、継続的に実施していく項目をここでカウントしていくということだと思っております。今回の御評価いただきます事業は補正予算ということで、緊急性の高いものに対する対策ということで、そういう意味では位置づけが違ふのだろうという認識でございます。

それから、点検・改善の動向でございますが、「点検結果」では、私どもとしてはおおむね適切に実施していると認識してございます。一部工期が延びているというものもありますが、書いてございますように、実施計画に従って適切に終了する見込みでございます。

それから「改善の方向性」ですが、先ほども申しましたように補助金の事業におきます工事は余り前例がなかったというところで、地方公共団体さんのほうでもうまくそれを評価し、計画を立てるということが難しかったのかなというところがございました。したがって、こういう先行事例を踏まえて、その情報を共有化することでこのあたりを改善していきたいと思っております。

次のページ、見開きになってございますので見にくくなるかもしれませんが、再度お金についておさらいさせていただきます。

私どものほうから事業は2つございます。

向かって左側の補助金事業でございますが、こちらのほうは25年度実績として44億円程

度出費してございます。11道府県に対して執行してございます。

この内容でございますが、県自身が工事を行ったものが3つ、残りは市町村、医療施設、老人ホーム等で実行されてございまして、トータル30施設に工事が終了しました。

もう一方のライン、交付金の事業でございますが、こちらのほうは19道府県に対して約10億円交付してございます。

以上で、簡単ではございますが説明を終わらせていただきます。

○大臣官房長 ありがとうございます。

それでは、本事業を取り上げた視点と議論すべき論点について、会計課長から説明させていただきます。

○会計課長 説明させていただきます。

まず、本事業を取り上げました視点でございますが、本事業は、平成25年度予算が約200億円ということで事業規模が大きいということ。かつ政策の優先度が高い事業であるということ。また、平成24年度予算、平成25年度予算、いずれも大部分が繰り越されておりまして、効果的かつ適切に執行されているのかという視点。これらの視点から、4月18日に開催されました外部有識者の会合における議論を踏まえまして、公開プロセス対象事業として選定されております。

議論すべき論点は3つあると考えております。

1つ目は、原子力政策全体の中で、本事業の緊要性や位置づけをどう整理しているのか。また、国としての支援のあり方やロードマップ、成果目標をどう考えているかという点。

2つ目には、放射線防護機能を付加するに当たって、施設の耐震性・老朽化などを踏まえた技術面での有効性、あるいは防護フィルターの取りかえを含めました維持管理面での見通し。これらについて、関係省庁や地方公共団体との調整・役割分担は十分に行われているのか。

3つ目に、地方公共団体の防災計画、あるいは各施設の防災マニュアルの整備等との整合性が図られているのかどうか。実際に防護機能が機能するかとか、サーベイメーターが活用されているかといった点。地方公共団体のフォローアップはどう行われているのか。

こういったところが論点になろうかと考えております。

○大臣官房長 それでは、質疑・議論に入らせていただきます。質疑・議論の時間は14時20分までの40分ということでございます。質問等あればよろしくお願ひいたします。

お願ひいたします。

○伊永先生 最初に、そもそもの話を先ほど聞けなかったもので教えていただきたいのですが、国と地方自治体との関係なのですが、地方公共団体のほうではこういう設備といいますか、受け入れるに当たって、ちゃんとしたビジョンというのですか考え方が整理されているのか。あるいは、そもそもこういう工事を受け入れる準備のための避難計画のようなものはあるのか、それともこれからつくろうとしているのか。そのあたりの最初のいきさつを教えていただきたいのです。

○説明者 当然、これは私どもの関係でございますけれども、防災というところについて言えば、地方公共団体が中心になって防災計画を立て、それから、避難計画を立てていくということになります。私ども国の立場としては、それを支援していくというのが基本の立場で、そこは先ほどのプロセス論点の中でも国の立場としての支援のあり方というのはお言葉でもお示しただけののかなとは思っております。

そういう視点から言いますと、私ども例えば放射線防護施設を設置するに当たっては、その設置する施設が防災計画、避難計画の中である程度位置づける、もしくは位置づける前提があって初めてこちらのほうにその設置を求める、もしくはそこに対する補助金を要求するということをしていただきたいと思っておりますし、現在私どもが確認しているところにおきましても、25年度の交付を対象としたものも含めまして、やはり今後。実は現実的にはまだまだ、一部は書き込まれているかもしれませんが、まだ全部はなってございません。したがって、今後予定も含めても自治体さんのほうに確認したところでは、全てこういう避難計画等の中で位置づけを与えて、自分たちの計画の健全な実行のために使うのだという意向を示していただいております。

○伊永先生 そうすると、地域の防災基本計画の中でもきちんと位置づけがなされているというふうに言い切ってよろしいのですか。

○説明者 最終的にでき上がったものには、そうなっていると私どもは認識してございます。

○伊永先生 では、別の聞き方になりますますが、21の原子力発電所がある地域でさえも、まだそこまで手がつけられない都道府県、市町村もあるのではないかと思うのです。そういうところは、まだ地域のほうで準備が整っていないとなれば、今回の対象からは外れるのでしょうか。

○説明者 補正予算の事業でございますので、今回のものについては既に交付も決定いたしました。結果的に今後何か出てきたときに、この事業が補正の事業でございますので、継続ということも改めて仕切り直しになりますから、別の方法でそういうところは考えていかなくてはいけないのではないかとと思っております。

○伊永先生 具体的な数字をお伺いしたいのですが、21都道府県のうち対象となる施設が幾つあって、今回、25年度には30施設、一応11都道府県でやられた。それで今年度幾つやって、最終的にどのくらい残るのかを教えてください。

○説明者 これはヒアリングというかアンケート調査に近いものなのですが、一応対象といたしますのは30キロ圏内の離島・半島というところ。それから、半径5キロ圏内にあります要援護者施設だとか病院だとか一時避難所も対象になっていくわけです。そこはトータルいたしますと、おおむね1,700ぐらいになるかと思うのですが、それは対象として考えられるということでございます。

それで、現在これはごらんいただきますように56プラス91ということでございますので、146程度になってございます。数パーセントというようなところだとは思いますが、今後のと

ころについては、要望を踏まえてということになると思うのですが、現時点におけるこの事業としては、補助事業としては、補正等の何かのチャンスがない限りは一度切れるかなと思ってはございます。

○説明者 若干補足させていただきます。

先ほど1,600ほどの数字があると申し上げました。これはいわゆる原発周辺の5キロ圏内。ここはすぐに避難しなければいけないと言われている地域。それと、離島・半島30キロ。ここはこの地域に存在する施設を単純に挙げたということでございます。

一方で、本当に放射線防護対策を講じなければならないのかといったところは、まさに先生おっしゃるように避難計画を具体的に検討していく中で定まっていくものというふうに認識してございまして、現在内閣府には、全国に原発が13地域ございますけれども、それぞれに対応したワーキングチームを国にも設置してございまして、自治体の方々と一緒になって避難計画の充実に向けた取り組みというものを進めてございます。

そういった取り組みの中で、例えばその避難オペレーションの中心となるような施設というのが具体化していくわけでありまして、まさにその具体化された施設が今まで申請として挙がってきている。これはまだ途上でございますので、引き続きこの取り組みを進めていく中で具体的なニーズが上がってまいりましたら、私どもその予算措置の検討を具体的に進めていきたい。そのように考えてございます。

○伊永先生 わかりました。

○大臣官房長 それでは、上山先生、お願いします。

○上山先生 済みません。今、1,600とか1,700のうち、実際に本当に必要な施設というのはまだ確定していないというお話だったのですが、それはどのくらいの時期に確定する予定、確定させる予定でいらっしゃるのですか。

○説明者 まさに原子力発電所の規制委員会のほうの審査が、新規制基準に対応した審査が進んでいることを念頭に、自治体の方々もそれを念頭に随分避難計画を早くつくらなければならないという思いで頑張っていると思います。私どもは、そのスピードに国もおくれないようにと思っておりますけれども、いつまでという、防災というのは不断に充実をしていかなければならないという側面がございますので、ある種いつがゴールかという設定がなかなか難しい性格のものかなというように感じているところではあります。

○上山先生 先ほど重複事業との切り分けで、この事業は緊急性がある事業というようなお話をされていたのではなかったのでしょうか。

○説明者 先ほど御説明いたしましたけれども、まさに今、ワーキングチームを通じて避難計画の充実の取り組みをしている中で、ぜひここは放射線防護対策をしなければならないという具体的なニーズが上がったところについて、そこは原発が今、とまっているとはいえ、核燃料があるということにおいて災害リスクがあるという、これは現実でございますので、ニーズが具体的になったところについてはなるべく早く財政措置をしたいという思いから、緊急性があるというふうに申し上げているということでございます。

○上山先生 今のお話を聞いていると、ニーズが固まらないうちに事業を始めてしまって、手探りの状態のように聞こえるのですけれども、まず、そもそもそれでどうして予算、金額が決められるのかというのが非常にわかりにくいということと、緊急措置ということであれば、やはりいつの時期までに必要な施設、必要な施設を確定する時期というのをまず最初に決めなければいけないのではないかと。でないと、このところの「成果目標」とか「成果実績」というのは、県ではなくて、実際に必要な施設に対してどれだけ達成したかというところが目標になってくるものだと思うので、全く目標も、あるいは必要な金額もわからないままで事業が進んでいるという状況になっているのではないのでしょうか。

○説明者 その最終成果の定量的な目標のところについては、そこは御意見として私どもも承りたいと思いますけれども、若干補足というか、誤解を招くような説明があったかと思いますが、ちょっと説明をさせていただきますと、ニーズがないところで事業を走り出したということではなくて、まさに避難計画の充実取り組みをやっている中で、ぜひこの部分で放射線防護対策を措置したいというニーズがあったので、それに応える形で予算措置化をしましたということでございます。

○上山先生 ニーズがないとお話ししているつもりはなくて、どこにニーズを置くべきかというのがきちんと確定していないのではないかとということを申し上げているのです。要は、やるべきことがわからないで、どうして事業を進めるのだというのがちょっと理解に苦しむところなので、まず、本当に防護施設をきちんと整えるということであれば、どこを整えればそれだけ避難困難者をきちんと確保できるのかというところがスタートポイントであって、そこが固まらないうちに事業は始まらないのではないかと思うのです。

○説明者 失礼いたします。

先ほど私どものほうから申しあげましたけれども、防災計画そのものは地方自治体のほうでおつくりいただく。というのは、地方の実態をよく一番理解なさっておられるのは、やはり地元だと思ってございます。そういう中で、ここは置きたいということを計画の中で、非常に色濃く出していきたいというところに対する要望を踏まえて当方やり始めたところでございます。ではどこまでやるのかという最終的なところについては、先生御指摘のとおりでなかなか見えていないので、御意見を賜っているのだらうと認識してございます。

ただ、やり始めたときに全く計画とか必要性に、これは将来無駄になるのではないかとというようなものではなかったと私どもは思っております。

○上山先生 済みません。最後にこの点、一言だけです。

全部自分でやれと言っているのではなくて、補助金を与えるということであれば、きちんとそこら辺の計画が確立されて、きちんと目標が設定されているお金の出し方。自治体に対してきちんと根拠のあるお金の出し方をすべきではないかというようなお話をさせていただいたつもりです。

○大臣官房長 それでは、石堂先生、お願いいたします。

○石堂先生 今の上山先生の続きの部分が1つと、それから、ちょっと別なもの、2つお伺いしたいのです。

要するに、今の時点でどのくらいになるかわからないというのは、走りながら設備していくとかはあり得ると思うのですけれども、そのときに、どういう場合にはこういう設備が必要なのだという基準そのものが地方に任されているということなのか、国のほうとして各地方、こういう条件だったらつくるのですよ、こういうのではつくりませんよということが、国自身もその基準を理解してやっているのか、というのがあるのかどうかというのが非常に気になります。

要するに、ある地方では非常にこういう条件のときにつくっている。だけれども、別な地方ではそれよりもうちょっと緩い条件でもつくっている。それは地方が自分の防災計画の中でこれはぜひ欲しいというからやるのだというふうに、どういう場合にはつくり、つくりたくないということが、その基準そのものは地方が考えるのか、それとも、国のほうにも一定のものがあって、それに、そのところはいわば補助金として交付するときに審査されるものなのかというのがちょっと気になる。それについてお答えをいただきたい。

一つずつやったほうがいいですかね。

○説明者 現状を申しますと、先ほど1,600とか1,700とか申しましたけれども、こういう中で達成、どれぐらいやっているのかということになりますと、10%にも至っていないわけですね。6～7%ぐらいということになります。この段階はどうしても私どもの施策の進め方ということで考えてみても、やはりニーズが先行してその中でやってきたというところがございしますが、定着していくと先生がおっしゃっていただいたような視点の本当の基準というものを明確にしていかななくてはいけなくなってくるのだらうと思っております。若干私ども、そういう意味の自治体のニーズを踏まえた形での施策をまず展開していったという嫌いはございしますが、今後さらに定着率を上げていくということに対して言えば、やはりそれなりに何を選ぶのかということをお指摘のとおり考えていかななくてはいけないところかなという、非常に示唆のあるお言葉をいただいたと思っております。

どちらかというところ、ここまでは全体のニーズの中で本当に必要性の高いところしか出てこない、何もしなくても出てこないような、そういうような比率であったとえばちょっと言いわけがましいのですが、まだそういうような中で事業が展開される段階であったので、今後についてさらに定着率を上げていくということになれば、ぜひそういうところは考えていかななくてはいけないということだらうと認識いたします。

○石堂先生 どういう場合に必要かということ自体が定まらない中でやっていって、そのうち集積として基準ができて上がるだらうというのは、その時期になったら最初のころにやったものは全部やりかえだという可能性がまた出てくるわけですね。それはやはり順序としておかしいのではないかと。やはりお金を投ずる前に、どういう場合には要る、どういう場合には要らないだらうということのある意味でのすり合わせがあって、その基準に適合するかどうかで地方も考えてください、国も考えますよということではないかと。今やっ

るものが、後になってみるとこんなものつくるのではなかったということになっても困りますし、本当に必要なところが漏れているというのも困りますし、やはりそのところが何かちょっと前後が逆になっているのではないかなという感じがどうしても否めないような気がします。

それから、もう一つの質問は、図のこれにも何をやるかが書いてあるのですが、要するにきれいな空気の中に送り込むということはわかるのですが、気密性がないとその空気が漏れてしまうので困るわけです。それで、実際にこれが措置される場所というのは、今、想定しているような福島のような災害があつてということ的前提にすれば、実際にこれが稼働する必要が生じるときというのは、震度6とか7で大地震が襲う場所なので、そうですね。そうすると、目張りのような気密性を保つという措置で、ガラス窓が震度7で割れないとは思えないし、いざというときに、今、措置しようとしている建物は震度6なり7なりのときにどういう被害が想定されるのかということ考えた上で措置されているのかというのは非常に疑問に思うのです。

そのときに、やはりその設備を避難用に使うというときに、どのくらいの避難の需要を想定するか。建物全体を使わねばならないのか、あるいはフロアごとに考えるのか、あるいは大きな部屋1室でいいのか。そして、最低限1室だけはどんなことがあつても大丈夫なように措置しますというような中で行われているのかどうかというのが非常に気になりまして、戸数、ここも完成だ、ここも完成だと言っても、実際にこの設備が必要になったときには、幾ら空気を送り込んで、空気の漏れが激しくて余り意味がありませんというのでは調子が悪いわけですね。そのところはどういう知見というのですか、どういう知識を集積して、どういう工事をやればいいのかというのは、これもまた基準の話に近いかもしれませんが、どういうふうになさったのかということをお聞きしたいのです。

○説明者 ちょっと1つ前の御質問いただいたところを若干補足させていただきます。

おっしゃるように、国としてもっと明確な基準があつたところでどこに箇所づけをしていくのかといったところの御指摘は、ある種そのような御指摘もあろうかということは承りたいと思います。

一方で、何も支援していないというわけではなくて、例えば避難計画というのが具体的にあってまいりますと、避難用バスをどこに集めて、地域の住民の方々がどこに集結しなければならないのかという一時集合施設というのが定まってまいります。

また、要援護者といつても付き添いの御家族がいらっしゃるだとか、介護士の方々が十分にいらっしゃるだとか、そういうような施設については付き添いがあつて避難は可能かもしれないけれども、例えば介護士の方が十分にいっしやらなかつたりだとか、あるいは自力で動けなくて、すぐには避難できないといったところは、まさに今、リストアップを進めているところでありまして、そういったところが具体的にあってまいりますと、本当に放射線防護対策を講じなければならないであろう要援護者施設というものも具体的にあっていこうと思います。そういった大きくりの考え方といったところはお示しはさせて

いただいているということでもあります。

2点目でございますが、これは放射線防護対策のためにさまざまな国費を注ぎ込んで設備を導入するわけでありますので、例えば地震ハザード、あるいは津波ハザードは自治体のほうで作成されてございますけれども、そのハザード上、倒壊・半壊のおそれがあるというような施設に導入をしてもよいかという御相談はいろいろといただいておりますが、そこに設備を導入して倒壊をしてしまった場合には、結局放射線防護という目的を果たせなくなってしまうので、申しわけないけれどもこの補助金の対象からは外させていただかないかというふうな個別御相談をさせていただき、また、そういった対応をしたということを全国の関係自治体には展開をさせていただいている。そういうふうに対応させていただいております。

○石堂先生 非常に心強いお答えなのですけれども、こういうのは大丈夫だろう、こういうのはちょっとだめだなというその判断基準というのは、一体誰が下したのですか。

○説明者 私ども担当者と自治体の担当者間で、個別に御相談をさせていただいているということでございます。

○石堂先生 私も素人ですけれども、例えば建物の構造物の専門家が下した判断と考えるとよろしいのですか。

○説明者 そういう意味で申し上げますと、構造物の専門家と相談をして決めたということではございません。

○石堂先生 それは判断にならないのではないかと私は思います。

私は以上です。

○大臣官房長 それでは、石田先生、お願いします。

○石田先生 済みません。石堂先生の今の追加で、そうすると、ちょっと今までのをまとめると、避難計画は現在策定中である。だけれども、近々多分ニーズがあるところで自治体の手が挙がってきたものについて、それは地震や津波のハザードマップ上被害を相当受けるものであればお断りしたけれども、そうではないものについては、手が挙がってきたらそのまま受けていращやるという理解でよろしいですか。

そうすると先ほどの石堂先生のお話のように、今度は各施設の耐震の状況とかということにまでは、関心というのですか、目は行き届いてはいращやらないという理解でいいのですか。

○説明者 先ほど申し上げましたように、一定の地震ハザードといったところを自治体が策定しており、それにより倒壊・半壊のおそれがあるようなところは避けていただきたいといったところでスクリーニングをかけているというのがファクトでございます。

○石田先生 そうすると、先ほどの地震の耐震、1級建築士とかそういう人たちが、ここだったら、ハザードマップにはないけれども地震があっても耐えられると、そういうような確証があつて渡しているというわけではないという理解ですね。

あと、済みません。大きな地震や津波がなくても、これは非常時に備えるということで、

先ほどから気密性ですね。圧力に差をつける形にして、目張りとかをしなくてもフィルターでいけるようにするという事なので、渡した1億5,000万、1施設大体平均1億5,000万の設備をされたわけですけれども、フォローというのですかね。半年に一遍とか3カ月に一遍とか、きちんと実際に差圧が適切な圧になっているかどうか。そういうものを見るというようなことは、皆さんのほうで各自治体に指導はされていらっしゃるのでしょうか。

○説明者 おっしゃるように、一度導入した設備がしっかりと機能するかどうかというのは、定期メンテナンスというのが必要になってこようかと思えます。ここは自治体とも定期メンテナンスが必要だということで認識は一致しているかと思えます。

○石田先生 定期メンテナンスが必要だというのはみんな認識は一致していると思うのですけれども、それを3カ月に一遍やるのか6カ月に一遍やるのか全部自治体に任せていらっしゃるのか、それともきちんと、国のお金をお渡ししたのだから、今度は内閣府が責任を持ってこういう形でやってくださいとか、フィルターについても耐用年数があるのだから、フィルターが使えなくなっていたら、いざというときに使えなかったら何もならないので、その辺はやはり内閣府が指導すべきかなと思うのですけれども、その辺はいかがでしょう。

○説明者 今の御指摘についてですけれども、全国統一でというわけではなく、やはりそれぞれ施工した施設の特徴だとか、置かれている機器のメーカーさんの保証とかそういうものも踏まえて考えていくということになります。したがって、工事を施工した段階で、施工者が、全体の工事を請け負った方が、その施設に対してこんなメンテナンスをしてくださいと言うのが今の実情でございます。ですから、内閣府として全国統一的にこういうようなことをやってくれということをお願いしているような状況は現在ございません。

ただ、そういう形でとにかくメンテをやり、定期的な確認をやっていくということは大変重要でございます。そのためにファンを回すということに対しても経費が発生するわけですから、そういうものに対して、自治体のほうからは何らかの手当てということを含めていろいろ意見も賜っているところでございますので、そういうものも合わせますと何らか御指摘のところを我々としても判断、もしくは考え方を示していくということも必要になってくるのではないかというのが、現在の私どもの思案をしているところでございます。

○大臣官房長 それでは、今井先生、お願いいたします。

○今井先生 既に皆さん方が質問されていることとかぶるのですが、少し確認をさせていただきます。

重複しているのではないかという事業として、原子力発電施設等緊急時安全対策交付金というものがあるということで上がっておりますが、先ほどのお話ですと、こちらのほうは継続的なもので、今回の事業は緊急性ということでしたけれども、緊急的なものとはいえ、継続的な事業において対象となっておりますのが防災活動資機材整備等が入っておりますので、こちらに一本化することは可能ではないのかなと思って伺っておりました。

ですので、お話の中で、今回の当該事業も緊急性、あるいは永続化すべき必要が認めら

れたらお続けになるというお話でしたので、こういうもともとある基本的な事業の中に組み込むようなことが可能ではないかと思うのですが、そのあたりどういうふうにお考えでしょうか。

○説明者 御指摘のところは、まさにそのとおりだと思います。一つのアイデアとしては、まさに今、御提案いただいたような緊急時対策交付金もその対象にはなり得ると思ってございます。

今回の資料そのものは、やはり非常に大きい、こういう場に出てきたのも大きいからというふうな御説明もございました。それに対して、私どもの緊急時の交付金については百数十億というようなオーダーでございますので、一気にこの事業を入れ込むことで、本来的に地道に整備をしなければならないところへのインパクトというものも考えていかなくてはいけないと思ってございます。

そういう中で、どのような形で財政当局の御理解を賜われるかというようなところも、私どもとしてはいろいろ御相談を繰り広げながら今後については考えていくというのは、現状ではそれ以上のことはちょっと申し上げるような状況ではございませんが、一つのアイデアとしては大変ありがたい御示唆だと思ってございます。

○今井先生 済みません。あと一点だけ。

関連してですけれども、今回の事業によって設置をしていただいた施設のメンテナンスというのでしょうか、ランニングコストの話も出たわけですが、それも既存の基本となるような、申しあげました類似している事業においてもどのようになされているか、同じ問題はあると思うわけです。その類似事業におきましてもいろいろと施設の機材の整備をされているはずですので、やはりそちらにも隠れて同じ問題があって、地方自治体の方の御指摘を受けながら、国費を入れたものについてどのように本来的な機能を保っていく年数であるとか、あるいは人件費とか、調整の問題があると思うのですけれども、そこは同じような問題が発生していると伺ってよろしいでしょうか。

○説明者 はい。今のところで、例えば一例でございますけれども、薬剤でヨウ素剤というのは非常に注目を浴びるところでございます。薬剤はどうしても有効期限がある。したがって、何年かすれば確実に入れかえなければいけないということは起きます。そういうところで、定常的という表現はよくないのですけれども、いつ起きるかわからない対策に対して常に準備を進めるということで、常に補給していくというような費用として緊急時対策交付金は使わせていただいておりますので、同じ問題はあるということに対しては、そのとおりでございます。

○今井先生 わかりました。

○石堂先生 よろしいですか。

○大臣官房長 どうぞ。

○石堂先生 今、恒常的な財源のほうにという今井先生からの指摘があったのですけれども、実際は今やっている三百数十億の措置をして、今、入れたものが機器類ですから、そ

んなに年数たたずに取りかえ時期が来るのですよ。それで、1回措置して、それがだめになったらやめましたというわけにはいかない施策ですから、この三百何十億というのがある意味では恒常化せざるを得ないのですね。そのこのところはどんなふうを考えておられるのですか。

もし5年もつとすれば、2～3年にわたってやったものが、これから5、6、7とまた同じぐらいの規模で当然必要になるのです。だから、今回やったらそれで終わりという「記念碑」をつくる話とは違うので、この規模で恒常化せざるを得ないということについては、今の時点ではどんなふうにお考えなのですか。

○大臣官房長 議論の途中でございますけれども、10分前でございますので、有識者の方々におかれましては評価シートの記入を順次お願いいたします。

○石堂先生 用紙は。

○大臣官房長 配らせていただきます。申しわけございません。

(評価シート配付)

○説明者 今の310億、丸々恒常的にかかるかと申し上げますと、工事の施工の部分と機器類等ございまして、パーセンテージは申しわけございません。今、手元でございますのであれですけれどもね。

それで、おっしゃるように機器類のメンテナンス、あるいはフィルターの交換というのは、ある年月がたてば交換していかなければならない。その費用をどうしていくのかというのは、自治体からも我々に御相談いただいているところでございます。こちらの財政措置というのが国としても必要であろうと我々は考えてございますけれども、こういった形で予算措置をしていくのかという、これもまた財政当局との御相談の話になってこようかと思えます。

我々としては定常的に発生するメンテナンス費用、あるいはその交換が必要なフィルターの費用といったところは、一度国として責任を持って御支援させていただいているわけですから、引き続き何らかの形で財政支援が必要だろうという気持ちではおります。そこは財政当局としっかりと御相談させていただきたい。そのように考えております。

○石堂先生 あと一点、25年度ですから50億ぐらい決算が上がっているのですけれども、これも繰り越しながらやっていますね。そうすると、今、26年度の分というのは、明許繰越しているやつをもし今年使い残しても、もう一回事故繰越で延ばせるだろというふうに考えていると思うのですが、いずれにしても来年いっぱいには使い切らないことには予算返上になってしまう予算なのです。それで、今、世の中でも話題になっていますけれども、施工能力的にこれを受け取っている各道府県は大丈夫なのですかということを、内閣府さんとしてどういうふうに捉えられているかをお聞きしたいのです。

○説明者 まず、事故繰越の話でございましてけれども、各自治体、一度24年度補正を繰り越して25年度、まだ執行しているところもございましてけれども、大分ノウハウが蓄積されているという声をいただいております。したがって、事故繰越というのはなかなかハー

ドルの高い繰越行為でございますので、私どもそこは先生おっしゃるように気にしてございまして、各自治体には聞いてございますけれども、ある程度ノウハウが蓄積されているということから、今年度で何とか終わらせたいという気持ちがあるということで、そういうお声はいただいているところでございます。

あともう一つは施工の部分で、全国的におそらく施工業者の不足の話をおっしゃいましたでしょうか。

○石堂先生 はい。

○説明者 この部分については、なるべくやはり地元の業者を選定したいという自治体の気持ちはございますけれども、おっしゃるようになかなか発注先がないというふうな現実があるとは聞いていて、したがって、県境を越えて業者を選定すべくいろいろとリサーチをされている。そういった御苦労があるということは承知しておりますけれども、何とか年度内に終わらせる見込みであるというところも含めて私どもヒアリングをしているところでございます。

○大臣官房長 それでは、南島先生、お願いします。

○南島先生 多くの論点は既にほかの先生方がおっしゃったことなので、ちょっと角度を変えまして、これからどうするかという点で、同じような論点になるかと思いますがコメント申し上げたいと思いますので、答えがあればいただければと思います。

そもそも自治体がみずから措置してくるべきものであったということが原則というか、今までのやり方であったわけですね。それが講じてこられなかったからこそ国が対応されたということですが、それは当然自治体側にしてみれば財政的な厳しさがあつてのことだった。それでニーズが高かったということだったのだらうと思います。

それで、問われているのは、原子力立地自治体及び隣接自治体の継続的な原子力防災のあり方そのものだと思うのですが、そうしますと自治体の自治を待つのではなく、国がもっと前に出るということは考えられないか。法的措置を持って、もっと強力に国が前に出て対応等をとっていく。放射線防護ですから、それはあり得るのではないかと思います。なぜかといえば、やはり立地自治体側にしてみれば財政的な部分について厳しさがあつたということがあつたということで、国がもっと前に出るということについて考えられないかということをお伺いしたいと思います。

その上でもう一つだけ申し上げたいと思いますが、高線量下の対策ということですが、一時的な避難場所に逃げたとしても、その後別の場所に移動していかなければならないということなわけですね。そうすると全体が切れ目なくマネジメントされなければならないということだと思ひますし、そのことについてまさに内閣府の責任は非常に重要であると思ひます。

全体の中で切れ目のないプログラム対応体制として、この事業はもっと議論していただいてもいいのではないかと思ひますので、そういう中で相互調整機能を発揮し、もし都道府県、市町村側が役割分担として十分に機能しないというのであれば、最初の話に

戻りますけれども、やはり国がもっと前に出ることがあり得るのではないか。お話を伺っていてそのように感じるのですけれども、いかがでしょうか。

○説明者 まず最初に、やはり3.11というのは貴重な経験をさせていただいたと思います。したがって、それを踏まえて原子力規制委員会のほうでも指針という形で擬似的に求めるやり方をいろいろ整備してまわっているところです。

その中で、昔の避難のやり方というのは、ある時間が来て放射性物質がどこかへ行きそうだというのを予測しながら、その人たちに避難していただくというやり方だったのですが、3.11の経験からは、その場で考えて決めるなどというのはとても無理だろうということで、こういう地域の方々は避難していただくというのを事前に決めておくというような戦略を採用してきているわけです。

この戦略の中で、どうしてもやはり避難をしていただいたほうがいいのだけれども、全体の人の健康リスクという観点でいえば、要援護者を無理やりというのは表現がよくないのですが、早く逃げましょうといった結果、福島で放射線の影響ではなくお亡くなりになられた方もいらっしゃるわけですので、そういうことを考えたときに、やはりそこにとどまさせていただくということも重要な選択肢。それが選択できるような施設を置くということが、原子力規制委員会の指針の中でも決められた。それを踏まえてやり始めたので、どちらかというと、本来、そういうことがあったらすぐやれよと、自治体にやりなさいというのではなくて、やはり国のものの考え方の変更が大変影響している事業だと思ってございます。そういう意味では、国のほうからこういう形で補助をするというようなことは大変重要なところだろうと思っております。

○南島先生 そこまでは十分理解しているつもりなのですが、この後補助のままですとずっとやっていく、あるいは補正で対応していくということでもいいのかということをお伺いしているのですが、今後はもう少しそこは放射線防護のお話ですし、立地自治体側の置かれた状況というものもあります。それで、1,600の対象の中でまたセレクトしていかれるということで、経験もここまで蓄積してきた。ここまです踏まえた上で次の展開としては、やはりもう少し国が前へ出るということに切りかえていくということが考えられないだろうか。こういう観点で質問させていただいているわけです。

○説明者 現実には、例えば、原子力だけではなくて災害対策というのは、基本的には地域の計画をつくってそれで対応するというようなスキームの中で今の国の体制は整えられているというのは現実でございます。

○南島先生 はい。

○説明者 ですので、そこに対してどの程度の見直しが必要なのかということなのですが、やはり広域に移っていくと一つの県だけでは対応し切れないというようなことも出てきましたので、そこは仲立ちをさせていただくというような形で国が積極的に調整に入るというようなことは、現在私どももやっております。先ほど中崎のほうからワーキングチームの話もちょっとさせていただきましたけれども、幾つかの地域ごとに、一つの県だ

けではなくて、その地域の調整というような形まで今はやるようになりました。

ただ、先生はもっと財政も含めて乗り込んだほうがいいのではないかとこのころまで考えるべきでないかという御指摘だろうと私、推察いたしますが、それについては今の状況、それから地域の皆さんの御意見等もたまわった上で、先生のコメントについてはそういうことを一つの意見として、私ども今後どういう具合に政策を進めていくかというような場で考えさせていただきたいと思えます。

○南島先生 最後、簡単に申し上げてコメントだけで終わらせたいと思えますが、要するに、緊急性を要すると言いながら、地域防災計画というのは自治体は市町村レベルの話ですので、範囲が狭い話ですね。ところが、放射線防御はやはり30キロ圏の話ですとかもっと広い範囲に影響が及ぶ話ですので、もっと広域的な自治体、あるいは国がもっと前に出てくる必要がある。要するに、地域防災計画では対応できないのではないかと。そこをてこにするという考え方に多少無理があるのではないかと、思って質問させていただいていることを含めていただければ幸いです。

○大臣官房長 時間ではございますけれども、最後に上山先生、お願いします。

○上山先生 事前勉強会のときにもお聞きしたのですけれども、事業のやり方としてこれは補助率は100%でしたね。100%という形が、やはりどうしてもモラルハザードというものを呼んでしまうのではないかと思うのです。特にきょういろいろとお話を聞いていると、結局のところ自治体がニーズがあるということで手を挙げれば、十分な全体の中での位置づけも決まらないうちに、しかもテクニカルな部分での十分な検証もされないままにお金が出ているように聞こえてくるのですが、自治体側にも責任を持たせるという意味で、補助率の見直しというのは考えられませんか。

○説明者 御指摘のところは勉強会でもいただいているところでございます。

今のところは、やはり国の施策として防災対策を十分やっただくという観点の中で、どうしても、例えばこういう施設も迷惑施設だったりするところがございます。したがって、補助率をかけた結果として、もういいや、こんなのは置かないやとまで言われては、ちょっと政策の進行としては阻害になるところもございます。そういうものも勘案して、先生のおっしゃっていただいた内容は常に念頭に置きつつ、私どもは適正な負担の仕方というのはどうあるべきかというのは考えていきたいと思えます。

ただ、ここで補助率はもう考えていったほうがいいのではないかとこのころ私どもとして考えるよりは、なかなか原子力に関連し、まずは防災対策の設備というものに対して御理解を賜るためには、どうしても国みずからがもう少々負担をするというようなことを求められる場面が多うございますので、それは各自治体の御意見等も賜って、ぜひその点も考えさせていただければと思っております。

○大臣官房長 申しわけございません。それでは、時間も過ぎておりますので、質疑・議論はここまでとさせていただきます。

ここからは、ただいまの質疑・議論を踏まえまして、石堂先生を取りまとめ役といたし

まして評価結果及び取りまとめのコメントを有識者の方々の間で御議論いただきたいと思
います。その間、所管部局の方は一時席を外していただければと思います。

(説明者 離席)

○大臣官房長 それでは、石堂先生、よろしくお願いたします。

○石堂先生 評価のところでは、廃止が3名、大幅な抜本的な改善が2名、一部改善が1
名という内訳になっております。

やはり議論の中そのものですので、巨額な予算の利用にしてはちょっと執行方があやふ
やではないかという御意見ですね。

それから、最初から出ていましたように自治体の計画との整合性とかに問題があるの
ではないかという御意見。

何となくまた同じように、一種見切り発車的になっていないかという御意見ですね。

それから、やはり今後のメンテナンス等の負担先についても明示しておく必要があるの
ではないかというようなこと。

それから、これも自治体側が安定的に対策ができるように、逆に国の側がもっと全面に
出るべきではないかという意見。

それから、やはり手順ですね。よく考えた上で進めるべきものが、まず実行が先になっ
てしまっていないかというような御意見。

それから、自治体の側の避難計画等がまだはっきりしない中で走ってしまっているとい
うことではないかというようなこと。

また、気密性の保持とかメンテナンスについて、自治体とか施工業者にお任せという形
になってしまっているのではないかということですね。

そうすると、やはり最終的に今後も続けるについては、整備すべき施設の選定とかをど
ういうふうにするかということについて、もう一度きちんと整理し直すことが必要ではな
いか。

同じようなあれですけども、設置された機器が効率的に作動できるのかということ
をきちんと考えるべきでないか。

類似事業とのすみ分け、一本化も検討すべきだと、このような御意見です。

全体としては、私も取りまとめになったときからちょっと頭を悩ませていただ
けども、抜本的な改善と一部の改善というのは、自分が改善してもらいたいという事柄が
全体にとって抜本的か一部かという解釈が入ってしまうものですから、ここもちょっと微
妙なところだと思いますけれども、今回のところはいずれにしても廃止が半分、一部ある
いは抜本的も含めて改善が3人ということで、ちょっと割れてしまった感じがするのです。

私は実は抜本的な改善のほうに書いたのですけれども、廃止となると、廃止して再開す
るタイミングはあるのかというところが非常に気になるのです。やはり今の予算を背景に
して、よく考えて執行してくれというのが結論ではないかなと思うのですが、廃止御意見
の先生方、ちょっと御意見があれば。

○伊永先生 私も廃止か抜本的改善か悩んだところがあります。しかしながら、今のやり方で続けるのは一刻も早くやめたほうがいい。きちんとした形で無駄を伴わないような形に早く到達していただいて、本格的に、1,600であろうと1,700であろうとやる方向へ行かないと、このままずるずると行くのは国費の使い方としてはよくないということで、最終的に私としては廃止というふうに書かせていただきました。

ポイントは、やはり一旦止めて、さらにできるだけ早くこの事業を緊急度の高い順に処理していくという、補正に頼らない、一般会計に移してでもやる必要はあるのだと思います。

ただ、今のやり方ではこのまま続けてもらうのは困るとというのが私の考え方でございます。

○石堂先生 これはほかの廃止とされた先生につきましても、もうやめてしまえということではなくて、やはりこのまま進めるというのはまずいですよという意見と理解してよろしいですか。

○石田先生 はい。

○石堂先生 そうすると、要するにきょう聞いた中では今のやり方には非常に問題があるという認識で、このまま進めるのであれば廃止せざるを得ないということになりますよという、きちんと言直した上で再開するという方向でやっていただきたいというような意見集約でよろしいですか。

○上山先生 結論としては。

○石堂先生 結論としては抜本的な見直しということにしたいなと思います。

○上山先生 私はこれは事業はやはり一回、一旦廃止すべきだと思います。私も伊永先生と一緒に、抜本的改革か廃止かというのはすごく悩んだのですが、事業の大きな目標としては非常に正しいので、正しいやり方であればやるなというような話をするつもりはないのですが、現在の事業としては、到底これだけの巨額の予算を使うほどの体をなしていない。抜本的改革の前に、そもそも何をやるべきかというのを明確にして、一回事業を廃止した上で一から考え直さないとだめなのではないかなと思います。

極端な話、やはり一つの事業ベースだとどうしても今までやってきたことがベースになってしまいますので、ここは先ほど石堂先生も抜本的改革と一部改革というのはどう違うのかという、これはいつも悩むところではあるのですが、やはりどうしても改革というレベル感ではないのかなという気がします。

○石田先生 私も廃止なのでいいですか。

○石堂先生 どうぞ。

○石田先生 私も廃止にさせていただいたのですが、伊永先生と上山先生と全く一緒に、一度ここは仕切り直していただきたいという強いメッセージを出すために、あえて廃止を選びました。

手直していいのだったら抜本的改革でいいと思うのですが、一度ここは真摯に受

けてとめて、場当たりにやっていくのではなくて、全体の計画の中で1,700の施設というのは最初からお考えになっていらっしゃるようですから、最終的なゴールは何施設にするのだとか、そういうこともないままに走り続けているのは、やはりきちんとやめていただきたいということを言うなら廃止かなと思って廃止にしました。

○石堂先生 なかなか表現が難しいですね。廃止と抜本の見直しに意見が分かれたという書き方をした上で、廃止についても、基本に戻ってというか、どう計画を進めるべきかをもう一度練り直した上での再開については、これは別に構わないという書き方にしましょうか。ちょっと引っかけますか。

○伊永先生 石堂先生が廃止を避けられようとしている理由は何なのですか。

○石堂先生 それは、予算が繰り越している状況ですから、あっさり流れてしまうだろうなということ。

私は避難先をつくるということ自体は正しいと思うのです。そのやり方について、今、やっているやり方は非常に、ある意味ではずさんではないかという感じです。それで私は抜本的に見直して、いわば効率よく進めるべきだという立場に立ったのです。

ただ、先生方の意見は、ここまではっきりしないようだったら一旦廃止して、やるのだったらもう一回考え直して、再度やり直してくださいという意見ですね。

○伊永先生 ここで廃止にしたところで、今年度の予算はもう入っているわけですから、今年度の事業を廃止するということにはならないのではないですか。26年度については、

○石堂先生 そこはどうですか。

○会計課長 廃止という概念そのものになってくるかと思うのですけれども、26年度予算でどうするかという議論と今、おっしゃっている廃止というのは、ちょっと違うのかなという感じでおります。

○石堂先生 そうすると、廃止といっても本年度の予算分は今の考え方で進められてしまうという形になりますか。

○会計課長 繰り越されているのは、恐らく関係者と議論しながら繰り越されていると思うので、その分は現在の仕事としては続けざるを得ないのかなと思うのです。

○石堂先生 ちょっと保留して、ここで決めずにもうちょっと議論させていただくという形にしましょうか。

○会計課長 はい、後ほど。

○大臣官房長 それでは、後ほど再度議論させていただくという形。

○石堂先生 呼び込んで一応そのことを伝えますか。

○大臣官房長 それでは、所管部局の方々、また。

○石堂先生 では、部局に対しては、廃止と抜本的に見直すという2つの意見があって、結構拮抗しているので、もうちょっと調整させてくれという感じのお話にいたします。

○大臣官房長 はい。

(説明者 再着席)

○石堂先生 意見が出たのでありますけれども、きょうの意見のやりとりからも皆さんももうお感じになったかと思いますが、廃止だという意見と、それから、抜本的に見直して改善していく必要があるのではないかという意見が両方ございまして、いずれにしても今のまま進めるということについては、いわば一致して反対なのです。

それで一旦これは廃止した上で、再度考え直していただくか、それとも、今のやり方を抜本的に見直して、今のやり方で進めていただくかというところで委員の間で意見が分かれてしまいましたので、もうちょっとこちらのほうで検討した上で御連絡申し上げたいと思います。

以上でございます。

○説明者 ありがとうございます。

○大臣官房長 どうもありがとうございます。

それでは、以上でとりあえず「原子力災害対策に必要な経費について」の公開プロセスは終了させていただきたいと思います。

(説明者 退室)

○上山先生 場を変えてお話をするという形になるのですか。この場で結論を出さずに、場を変えてお話をするということ。

○大臣官房長 できましたら、最後にでも少し時間をとらせていただいて取りまとめをどういう形。

○上山先生 全部終わった後に。

○大臣官房長 はい。そういう形にさせていただければ。

今のお話を踏まえて、事務局のほうでちょっとどういう書きぶりがあり得るのかを少し提示をさせていただいて、またそれを踏まえて御議論いただければと思います。

本来ですとここで5分間休憩ということでございますが、休憩をとということでよろしゅうございますか。

それでは、5分間休憩させていただきます。

(議論再開)

○大臣官房長 本日の議題1、最初にやりました「原子力災害対策に必要な経費について」の取りまとめがまだ終わっておりませんので、ちょっと所管部局の方々にも座っていただきまして、評価結果の取りまとめを石堂先生のほうからお願いをしたいと思います。

(説明者 再入室)

○石堂先生 午前中一番最初の案件でしたけれども、取りまとめ役ふなれ・不手際がございまして、ちょっと結論を出せませんでした。まことに申しわけございません。再度御足労いただきました。

もう一度申し上げますと、各委員の評価は、廃止が3名でございました。事業全体の抜本的な改善が2名でございました。事業内容の一部改善というのが1名でございました。

こちらからのコメントといたしましては、委員の意見が分かれ、改善の上継続という意

見もあったが、現在そのまま事業を進めることについては自治体との関係、施策内容への疑問等から、一旦は廃止すべきでないかという結論といたします。

ただ、緊急性の高い施策と認識しておりますので、早急に再調整をして対処をされたいというコメントとさせていただきます。

私もちょっと先ほどふなれ・不手際と申し上げましたけれども、この事業を各委員も、こんな事業はやるべきではないということを考えている委員は一人もございません。ただ、今の進め方でそのまま続けていいかということについては、根本的な疑問があるという趣旨での廃止。そして、先ほど言いましたコメントということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○大臣官房長 どうもありがとうございました。

それでは、議題1の公開プロセスも一応終了ということにさせていただきますと思ひます。